

7月1日
～7月31日

戸籍に関する情報は

ホームページ上では掲載致しておりません

届出が必要とき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く。)	第1号被保険者となります。	・印鑑 (本人自署の場合は不要)	住所地の市町村
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く)	・印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳	住所地の市町村
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ	・印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳	住所地の市町村

こんなときには届出が必要です。国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時

年金だより

届出はお済みですか？

住民税務課 電話 0994-22-3039
住民生活課 電話 0994-25-2511
鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

農園レストラン 花瀬川苑

ソーメン流し、花膳ランチ(予約制)始めました。

田代米、地元野菜、フルーツドレッシング、マンゴーシャーベットもお楽しみ下さい。

【営業時間】

午前11時～午後3時
夜、宴会予約受付致します。

住所 錦江町田代川原 4228
電話 0994-25-2584
代表 濱田隆介



けでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。
※平成25年6月に成立した「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」に基づき、国民年金の切り替えの届出(3号～1号)が2年以上遅れたことがある方は、届出をすれば、保険料の「未納期間」時効消滅不整合期間を「受給資格期間」に算入できるようになります。詳しくは鹿屋年金事務所へお問い合わせください。

中学生の学習をお手伝い
みんなで楽しく、自分にきびしく
勉強するなら

学習塾 **ほくしん**

お問い合わせはお電話で **090-6895-1195** (上鶴)
(城元578-1 レディースファッションあみビル2階)

大滝の茶屋

18才～65才まで

スタッフ急募

パート・アルバイト大歓迎

午前10時～午後3時

詳細は電話でお問い合わせください。

問い合わせ先 TEL **0994-22-1111**

安心の年中 365日・24時間受付

・事前相談、斎場見学等もお気軽にお申し出ください。

もしも…の時 —「やすらぎ会」会員募集中です。

真心と誠意の

総合葬祭



ルミエールなんごう

愛・まごころ Lumiere
[J Aグループ (株)きもつき]

錦江町馬場 2142 番地 1

TEL (0994) **28-3491** ・TEL (0994) **24-4444**

家族葬の神田

ご家族、親いの方と
心づくしのご葬儀を **¥189,000**

葬儀費用として上記金額以外は一切頂きません (消費税込み)

斎場見学、事前相談、葬儀の事なら 24時間受け付けております。
お気軽にお問い合わせください。

(有)神田葬祭 鹿屋市吾平町上名7716-1
TEL 0994-58-7916